

今を未来に

12月4日から人権週間が始まります

今年も12月4日(土)から12月10日(金)まで人権週間が始まります。本市においても人権フェスティバルの開催(本年度も新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、例年より縮小して開催されます。詳細は広報等でご確認ください。)や、広報『よっかいち』等で人権啓発を行っているところです。本校においても、学校生活全般において日常的に人権に関わる学習や指導を行っています。2月4日(金)には、本校の人権学習の集大成にあたる『保々の集い』を計画しており、それに向けて総合学習の時間等を活用しながら人権学習を全学年で進めているところです。正しいことを知り、偏見や決めつけに惑わされない自分であり続けられるように、学びや聴き取り、人との出会いを通していろいろな気づきと発見を積み上げているところです。

さて、学校において心配される人権侵害は、やはり『いじめ』問題であると思います。『いじめ』は子どもの教育を受ける権利を侵害し、かけがいのない命までも危険にさらす決して許すことのできない行為です。そして、『いじめを絶対に許さない』という思いは、私たち教職員や児童、保護者、そして地域の共通な願いです。

『いじめ』は、いじめを受けた児童はもちろん、いじめをした児童をも不幸にしまいます。そんな不幸な児童をうまないために、保々小学校では、『いじめ防止対策推進法』及び『三重県いじめ防止基本方針』等を踏まえ『保々小学校いじめ防止基本方針』を策定し、この基本方針に基づいて取り組みを進めています。

学校の取り組みとしては、以下のようなことを行っています。

○学校いじめ防止基本方針をもとにした、取り組みの振り返り。

○学校全体での体制づくり

- ・実態把握 ～いじめの積極的認知、早期発見、早期対応～
- ・方針の明確化 ～解決に向けた適切かつ誠実な対応～
- ・取り組み ～チームでの適切な対応と取り組みの成果と課題の検証～

○仲間とともに問題を解決しようとする子どもたちの自発的、自主的な学級づくり

○仲間づくりや自己有用感を高めることを目的とした授業、校内活動の推進

○委員会活動を中心とした啓発活動の充実

○スマートフォン等の適切な使用の指導

○いじめの予防、早期発見のために日常から家庭との連携 等

しかし、いじめを根絶するには、学校での取り組みだけでは不十分です。いじめから児童を守るためには、学校、家庭(保護者)、地域が連携し、社会全体で取り組む必要があります。

11月は、『いじめ防止強化月間』でもありました。ご家庭や地域において、気になることがありましたら、学校までご相談ください。

最近のいじめは、教職員の目の届かないところで起こるケースが多く、発覚した時には事態が悪化している場合が多いのが特徴です。そのためにも、一人でも多くの大人が目や鼻を光らせ、『いじめ』の早期発見、早期解決に向けて学校と連携を深めながら『いじめ防止』の取り組みを進めていきたいと考えています。

最後に、三重県教育委員会事務局・生徒指導課発行の保護者・地域向け啓発資料を掲載しますので、参考にしてください。

『ピンクシャツ運動』ってご存じですか？

ピンクシャツ運動とは、2007年にカナダで誕生した『いじめ反対運動』です。カナダで中学3年生の男子生徒がピンクのポロシャツを着て登校し、いじめられました。それを知った高校3年生男子2人がその日の内にピンクのシャツなどを大量に購入し、メールや掲示板で友人、知人などに翌日に着用することを呼びかけました。翌朝、2人はシャツなどを呼びかけた人に配って着てもらいました。この日に呼びかけ以上の学生がピンクの服で登校し、学校がピンクに染まりいじめがなくなりました。以降、毎年2月最終水曜日が学校や職場にピンクのものを身につけて行くピンクシャツデーとしてカナダ全土に定着し、アメリカ、イギリスなど世界各国へひろまりました。この運動は、『いじめ反対』のメッセージとともに、いじめの問題を個人や、当事者間だけの問題ではなく、社会全体の問題と捉え、いじめの定義や、傍観者になることなどを含め、いろいろないじめの問題について考える機会となっています。

いじめって何？

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

「いじめ防止対策推進法」より
(平成25年9月28日施行)

具体的には・・・

- ◆ 冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ◆ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ◆ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ◆ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ◆ 金品をたかられる
- ◆ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ◆ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等



保護者のみなさんへ

家族全員でいじめが人権侵害であることを理解するとともに、日頃から大人が規範を示しましょう。

- 子どもの自尊感情を高める言葉をかけましょう
- 子どもの規範意識を養うため、自らの言動が見本となるよう心がけましょう
- 子どもが発するサインをキャッチしましょう
- 子どもが助けを求めやすい環境を作りましょう
- いじめの防止、発見、措置に学校等と連携し、協力しましょう
- 親子で共感できる活動をしましょう
- 家族そろって地域活動に参加しましょう



地域のみなさんへ

いじめ問題の理解を深め、地域の子どもの守り育てていきましょう。

- 日常的に子どもたちを見守りましょう
- 地域行事等を通して子どもたちと交流を深めましょう
- いじめやいじめかなと思うことを見かけたら、学校又は関係機関（教育委員会）等へご連絡ください
- 異年齢の子どもたちが一緒に遊ぶ環境づくりをしましょう
- 学校やPTAと連携していじめ問題に取り組みしましょう

三重県いじめ防止条例では、保護者の責務（第8条）、県民及び事業者の役割（第9条）に上記の責務や役割を示していますので、ご協力をお願いします。

インターネットや携帯（スマートフォン等）を通したいじめやトラブルを防ぐために

【青少年インターネット環境整備法から要約】

- 保護者の責務** 保護者はネット上には有害情報が氾濫していることを認識して、子どものネット利用のルールを決めるなど、しっかり見守る努力をする責務があります。
- 保護者の義務** 子どもの携帯電話を購入する際には、携帯電話会社に「使用者が子どもであること」を申し出る義務があります。
- 事業者の義務** 子どもが利用する携帯電話に、フィルタリングを提供する義務があります。フィルタリングを解除するには、保護者（親権者）の同意が必要です。